

## 福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて既存住宅の省エネルギー化を促進するため、既存戸建て住宅の断熱性能を向上させる改修工事等に要する経費に対し、予算の範囲内において福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 既存戸建て住宅 次のイ又はロのいずれかに該当する住宅をいう。

イ 既に人の居住の用に供した一戸建て住宅

ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した一戸建て住宅

(2) 専用住宅 居住のみを目的とした住宅をいう。

(3) 耐震性 新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。）に適合し、又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」（平成18年国土交通省告示第185号）に適合していることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、既存戸建て住宅に対して、別表1に掲げる高性能建材を用いた断熱リフォーム工事、あるいは、同工事に併せて行う同表に掲げる高効率空調をはじめとする省エネ設備機器の設置（以下「補助事業」という。）を行おうとする次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 自らが常時居住するために住宅を所有する個人

(2) 自らが常時居住するために住宅を改修し当該住宅を所有しようとする個人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

### (補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 福岡県内に存する既存戸建て住宅かつ専用住宅であること。

(2) 耐震性を有するもの（補助事業の完了までに、耐震性を有する改修工事が施工

完了となるものを含む。) であること。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものであること。

(補助対象工事の要件等)

第5条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)の要件等は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 補助金の交付決定の前に着手した工事

(2) 他の補助制度による補助金の交付を受ける工事(工事の施工目的及び費用が、補助対象工事のそれと明確に区分できる工事を除く。)

(補助の対象経費)

第6条 補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に係る経費及び別表1に定める補助対象製品の購入及び設置に係る費用とし、補助対象工事に係る補助対象経費の算定基準等は別表3のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額(千円未満切り捨て)又は別表4に定める補助金の上限額のいずれか低い方とし、同表に定める補助対象製品が複数該当する場合、その合計額は120万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金交付申請書(様式第1号)に、別表5に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

3 申請者は、様式第1号を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し適当と認めた場合、補助金の交付を決定し、申請者に対して福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第10条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容又は交付決定の額に変更が生じる場合は、速やかに福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金変更交付申請書（様式第3号）に、別表6に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。
- 3 知事は、第1項の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金完了実績報告書（様式第5号）に、別表7に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、交付決定者から前条の規定による報告を受領したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第16条 知事は、補助金の交付等について必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、当該申請にかかる書類及び補助対象物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助金に適用する。

別表1 補助対象となる製品とその要件（第3条及び第6条関係）

補助対象製品	要件
高性能建材(ガラス・窓・断熱材)	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建て住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」に定める製品であるもの
高効率空調機器	対象となる住宅内に設置するものであり、従来の空調機器に対して30%以上省エネ効果が得られるもの
高機能換気設備	対象となる住宅内に設置し、平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと （a）全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること と （b）必要換気量（1人当たり毎時30m <sup>3</sup> 以上）を確保すること と （c）熱交換率40%以上（JIS B 8639に規定されるもの）であること
高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDであること
高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの

別表2 補助対象工事の要件等（第5条関係）

ア 補助対象工事の要件

<p>1-1 改修する居室等と部位について (注1)</p>	<p>a 改修する部位は、本表イ「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、地域区分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準における地域の区分）ごとの最低改修率（延べ床面積における補助対象床面積の合計に占める割合のうち最低限の割合）の要件を満たすこと。ただし、個別計算を要する場合は本表ウの要件を適用することとする。</p> <p>b 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。</p> <p>c 導入する断熱材・窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（住宅の外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>d 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓及びガラスは改修すること。</p> <p>e 断熱材・窓及びガラスを改修する場合は、原則、外皮部分のみ補助対象とする。</p>								
<p>1-2 断熱材について (注1)</p>	<p>a 断熱材は、次表の熱抵抗値（R値）を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="454 1052 1331 1200"> <thead> <tr> <th>施工する部位</th> <th>天井</th> <th>外壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱抵抗値（R値） (<math>m^2 \cdot K/W</math>)</td> <td>2.7以上</td> <td>2.7以上</td> <td>2.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 熱伝導率（<math>\lambda</math>値）が0.042 (<math>W/m \cdot K</math>) 以上の断熱材（別表3ウにおけるグレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみを対象とする。</p> <p>c 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい（困難な部分と認められる部分は外気に接する天井面積の15%まで）。</p> <p>d 床改修において、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくてよい。</p> <p>e 吹込み、吹付け製品を施工する場合、施工を行う事業者は、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者であること。</p>	施工する部位	天井	外壁	床	熱抵抗値（R値） ( $m^2 \cdot K/W$ )	2.7以上	2.7以上	2.2以上
施工する部位	天井	外壁	床						
熱抵抗値（R値） ( $m^2 \cdot K/W$ )	2.7以上	2.7以上	2.2以上						
<p>1-3 窓・ガラスの改修について (注1)</p>	<p>a 窓の改修工法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付とする。</p> <p>b ガラスの改修工法は、ガラス交換とする。なお、ガラス交換においては、熱貫流率（<math>U_g</math>値）1.5 (<math>W/m^2 \cdot K</math>) 以下の製品（グレードがG1のもの）に限り補助対象とする。</p> <p>c 換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。</p>								

	d 窓及びガラスを改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いてドア交換を行う場合は補助対象としてもよい。
1-4 玄関の改修について	<p>a 玄関ドアと一体でない窓・ガラスは必ず改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>b 玄関ドアを改修する場合は次の①、②のいずれかを満たす場合に限る。</p> <p>①熱貫流率が4.65 (W/m<sup>2</sup>・K) 以下であること</p> <p>②戸と枠の組み合わせが本表エのとおりであること（注2）</p>

(注1) 上記1-1～1-3については、要件を適用せずに個別エネルギー計算を行い申請すること（以下「個別計算」という）も可とする。

(注2) 熱貫流率を示すことができない場合は、表の戸と枠の組み合わせの製品とする。

#### イ エネルギー計算結果早見表

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率 (%)		
						地域区分		
						5	6	7
4 部位	1	天井	外壁	床	窓・ガラス	25	25	25
3 部位	2	天井	外壁		窓・ガラス	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25
	4		外壁	床	窓・ガラス	25	25	50
	5	天井		床	窓・ガラス	25	25	25
2 部位	6	天井	外壁			25	25	25
	7	天井		床		25	25	25
	8	天井			窓・ガラス	25	25	25
	9		外壁		窓／ガラス	40	40	70
	10		外壁	床		40	40	100
	11			床	窓の改修	40	40	100
	12			床	ガラスの改修	40	40	個別
1 部位	13				窓の改修	100	100	個別





別表3 補助対象経費の算定基準等（第6条関係）

ア 補助対象経費の算定基準

高性能建材の補助対象経費は、イに定める各改修部ごとの施工面積にウに定める基準単価を乗じた金額の合計とする。

イ 施工面積

改修部位・改修工法		施工面積（小数点第3位切捨て）
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さに、外壁の高さ（2.4m）と壁比率（0.75）を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積
窓	カバー工法窓 取付・外窓交換・内窓取付	導入予定の窓（サッシ）の幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計
ガラス	カバー工法	導入予定のガラスの幅（W）×高さ（H）で求めた面積の合計
	ガラス交換	

ウ 基準単価

補助対象製品のグレード及び改修部位ごとに定めた下記 a～c に示す単価をいう。断熱材は熱伝導率（λ 値）、窓・ガラスは熱貫流率（U 値）により設定する。なお、異なるグレードの断熱材を2層以上重ね貼りする場合は、優先順位（D1>D2>D3>D4）として一つの基準単価のみを適用すること。

a 断熱材

単位：（円／㎡）

グレード （λ 値）	基準単価		
	天井	外壁	床
D1 （0.022以下）	5,000	7,000	7,500
D2 （0.023～0.032）	4,000	6,000	6,500
D3 （0.033～0.041）	3,000	5,000	5,500
D4 （0.042以上）	2,000	—	—

b 窓・ガラス				単位：(円/㎡)	
窓の改修				ガラスの改修	
カバー工法窓取付・外窓交換 (樹脂又はアルミ樹脂複合等)		内窓取付		ガラス交換	
グレード (Uw値)	基準単価	グレード (Uw値)	基準単価	グレード [Uw値]	基準単価
W1 (1.30以下)	60,000	W5 (2.33以下)	30,000	G1 [1.5以下]	30,000
W2 (1.31～1.60)	55,000				
W3 (1.61～1.90)	50,000				
W4 (1.91～2.33)	40,000				
c 玄関ドア					
補助率				補助上限額	
見積書の金額と15万円のいずれか低い額の1/3				50,000円	

別表4 補助対象製品の補助金の上限額（第7条関係）

補助対象製品	単位	補助金の上限額（円）
高性能建材	1戸	1,200,000
高効率空調機器	1台	50,000
高機能換気設備	1台	100,000
高効率照明機器	1台	3,500
高効率給湯機器	1戸	130,000

※複数該当する場合、その合計額は120万円を上限とする。

別表5 交付申請添付書類一覧（第8条関係）

添付書類	留意事項
申請書類確認表【様式1-1】	
総括表（別添様式1）、明細書（別添様式2）	
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図
姿図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図
求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図
改修前写真	既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの（改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること）
建物登記事項証明書	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの（改修後に転居する場合は、実績報告時に添付すること）
新耐震基準を満たしていることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S56.6.1以降に適法に建てられたことが確認できるもの</li> <li>・S56.5.31以前に建てられたが、耐震診断の上部構造評定が1.0以上のもの</li> </ul>
高効率空調機器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの
高機能換気設備の要件が確認できる書類	<p>補助対象住宅内に設置するものであり、平時に活用するものであり、次の(a)～(c)の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること</li> <li>(b) 必要換気量（1人当たり毎時30m<sup>3</sup>以上）を確保すること</li> <li>(c) 熱交換率40%以上（JIS B 8639 で規定）であること</li> </ul>
高効率照明機器の要件が確認できる書類	調光制御機能を有するLEDに限る
高効率給湯機器の要件が確認できる書類	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの

個別エネルギー計算書	
UA値・ $\eta$ AH値・ $\eta$ AC値算出計算書	
玄関ドアの要件が確認できる書類	
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号が確認できるもの
その他知事が必要と認める書類	

別表6 変更交付申請添付書類一覧（第10条関係）

添付書類	留意事項
変更申請書類確認表【様式1-2】	
総括表（別添様式1）、明細書（別添様式2）	
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
平面図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図
姿図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図
求積図	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図
改修前写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真（変更に係る部位に限る。）
高効率空調機器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して30%以上の省エネ効果が得られるもの（変更に係る機器に限る。）
高機能換気設備の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件をすべて満たすもの（変更に係る設備に限る。） （a）全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること （b）必要換気量（1人当たり毎時30m <sup>3</sup> 以上）を確保すること （c）熱交換率40%以上（JIS B 8639 で規定）であること
高効率照明機器の要件が確認できる書類	調光制御機能を有するLEDに限る。（変更に係る機器に限る。）
高効率給湯機器の要件が確認できる書類	従来の給湯機器等に対して30%以上省エネ効果が得られるもの。（変更に係る機器に限る。）
個別エネルギー計算書	
UA値・ $\eta$ AH値・ $\eta$ AC値算出計算書	
玄関ドアの要件が確認できる書類	
その他知事が必要と認める書類	

別表7 完了実績報告添付書類一覧（第11条関係）

添付書類	留意事項
実績報告書類確認表【様式1-3】	
総括表（別添様式3）、明細書（別添様式4）	建物概要、改修工事内容、改修金額の実績が確認できるもの
実績報告確認写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時（工事完了後に隠蔽される部分は工事中）の写真
工事に要した費用に係る領収書の写し	
工事請負契約書又は請書の写し	
工事見積書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
出荷証明書・施工証明書	
平面図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図
姿図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した姿図
求積図	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した求積図
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの（申請時点で確認できない場合）
建物登記事項証明書	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの（申請時点で確認できない場合）
設置・引き渡し完了証明書	
その他知事が必要と認める書類	